

特別支援学校生徒の「職場実習」受け入れのご協力依頼について

足立公共職業安定所では、墨田・木場公共職業安定所と協力して、特別支援学校高等部に在籍する知的障害のある生徒を対象とした「職場実習」の受け入れをご検討いただける企業様を募集しております。

特別支援学校では、知的障害など障害を持つ生徒が一人の社会人として豊かな社会生活を送れるように様々な支援を行っております。その一つとして直接企業で働く体験を通して、仕事や社会生活に必要な基本的なルールを学び、来春の就職に結びつける「職場実習」を毎年10月頃から企業様の協力のもと実施しております。

「職場実習」を受け入れた企業様からは、障害者雇用率未達成であったが障害者に対する理解や障害者雇用の取組みに向けた理解が深まり、実習後の採用に加え、次年度以降も積極的に職場実習を継続するなど好評を得ております。

つきましては、障害者雇用をお考えの企業様におかれましては、雇用の契機となる「職場実習」の受け入れについてご協力をお願いいたします。なお、この度の「職場実習」は、主に、来春の就職を目指す高等部3年生の受け入れをご検討いただける企業様を募集いたします。また、2年生以下の「職場実習」を受け入れていただける企業様も併せて募集しております。

1 特別支援学校高等部における職場実習

- ①期間 : 10日間程度 (学校と要相談)
- ②時間 : 基本は会社の就業規則に準じます。
- ③賃金 : 賃金・交通費の支給は不要です。
- ④事故防止 : 対人・対物事故については、

「体験活動賠償責任保険」で保証 (全員加入) されます。また、生徒自身の事故は、「日本体育・学校健康センター」より給付金が支給されます。

- ⑤巡回指導 : 生徒の様子、課題を伺うため、学級・進路担当が随時訪問いたします。

2 知的障害者の特徴と活躍出来る職場

知的障害とは、知的な発達に遅れがあり、意思交換 (言葉を理解し、気持ちを表現すること等) や日常的な事柄 (お金の計算等) が苦手なため、援助が必要な人と言えます。

知的な遅れがあるといっても、全ての能力が遅れているわけではありません。例えば、定型業務では、真面目に正確に仕事する等、力を発揮する方が多くいます。また、近年は、その定型業務に加え、事務補助や介護、調理業務等にも職域が広がっています。

(仕事の例)

郵便物の仕分け、大量コピー、折りたたみ、シュレッダー、ライン上での選別、文書作成、(大容量の) データ入力、お茶出し、洗濯、乾燥など

